

学校の内と外

——社会教育からみる学校教育——

狭山市立富士見集会所 富田 勇吉

1. はじめに

私は1948年（昭和23）3月師範学校卒業と同時に教職につき、この春定年で退職するまでの41年間、公立の幼稚園・小・中学校に奉職し、学校教育の一端を担ってきた。

現在は市の嘱託職員として社会教育の一翼を担っているが、ここでは編集者の求めに応じ、自らの半生を振り返りつつ、学校教育と社会教育に関わる若干の私見を述べて責めをふさがせて頂こうと思う。

41年間に職務上では、教諭・教頭・園長・校長を経験し、子どもとの関係では幼稚園児から中学生まで、学校の規模でも分校のような小規模校から、県内でも有数の大規模校まで、さまざまな学校との関わりを持ってきた。今、その半生を捧げた教職生活を振り返ると多少の感慨なしとしないが、初めにも述べたようにここでは、現在担当している社会教育の立場から学校教育を振り返り、学校教育と社会教育に関わる私見を述べさせて貰うことにしたいと思う。

2. 学校教育を振り返る

私はかつて次のように書いたことがある。「1948年（昭23）4月、私が初めて公立中学校の教員として就職した頃にくらべると、いまの小・中学校の施設・設備・教材や教具などは、当時では全く想像もできなかつたほど、整備・充実されてきている。勤務校と川を隔てて目と鼻の所にあるI校などは、公立小学校であるのに、校内放送のテレビスタジオをはじめ、最新式の施設・設備を整えていて、全く目をみはるほどである。I校ほどではないにしても、敗戦直後の小・中学校を知る者にとっては、施設・設備、教材・教具などに関する限り、現在は恵まれ過ぎるほど潤沢になっていて、殆んど別世界にいる観すらするこの頃である。教育の外的条件整備は著しく進められたといっても決して過言ではないと思う。ところが、である。こんなにも教育の物的環境が整備されてきているのに、『学校は死んだ』といわれ、『教室の危機』や『教育の危機』が叫ばれているのだ。」^①

教育にとっても物的条件が整っているのに越したことがないことは勿論だが、子どもや保護者や教師等、人間のありようこそが教育にとって最重要な条件であるといえる。教育は結局人なのである。

このことに関して、国や教育委員会でも本年度から初任者教員研修制度を発足させ、新任教員

の研修に具体的に取り組み始めたことは結構なことであると言われなければならない、これを通して真に教育者たるにふさわしい教員が、全国津々浦々に輩出してくるならば、わが国教育の前途にも一条の光明をもたらすことが期待できよう。

ところで先年、私がこの春まで勤めたF小学校に、米国オレゴン州より、教育行政および現場教師より成る教育視察団の一行が来校し、授業を参観され、私と初等教育のあり方について種々話し合ったことがあった。その際、彼等が執拗に私に質問したことの第一は、日本の教育のやり方は、たいそう効率的ではあるが、あまりにも画一的に過ぎないか、という点にあった。彼等の目には私どものやり方が、効率はよいが甚だ画一的な教育であると映ったようなのである。

今、私はその時の情景を思い起しながら、明治以来先人達が築き、私達が受け継いできた我が国初等教育の伝統的なやり方には、彼等が言うような効率的な面と共に、誠に画一的だと言われるような個性軽視の側面が、裏腹のように存在するのではないかということを感じている。

即ち、子ども達は一定の年齢に達すると、一斉に入学を義務づけられ、一定の目標を目ざし、一斉授業によって容赦なく教え込まれ、一定の年数がたつと、一斉に進級・卒業の扱いを受け、幼・小・中・高とエスカレーターのように順序よく送られ、押し出されながら、学校教育を受けさせられてきている。

そうして、このような制度・方法によって日本人としての教育を受けた人々が、敗戦の灰燼の中から、経済復興をめざして遮二無二努力してきた中に、世界に誇る今日の経済大国日本が築かれたが、その反面、教育現場における現実の姿としては、多数の学校ざらい、登校拒否、落ちこぼれ、校内暴力等の病理現象も生み出してきた。

教育水準の向上と共に教育の危機をも引き起してきているといえる。

このようにみえてくると、効率的だが画一的だという米人達の感想の中に、我が国の学校教育が持つ長所と欠陥が端的に指摘されていると私には思われるのだ。

3. 今、社会教育の中で考える

一つの社会教育施設である狭山市立富士見集会所は、その条例に「住民の教養の向上、生活文化の振興及び同和教育の充実に資するため、社会教育の推進の場としてこの集会所を設置する。」^⑩と規定しているが、この設置の趣旨にもとづき、当集会所では大まかにいって、学習と教育の両面から種々の事業を展開している。即ち、住民が自主的に組織し運営している常時活動中のサークルが現在33グループ、集会所主催の事業として本年度設置している定期講座等を13講座開設している。そうしてその施設は、随時住民の集会その他の公共的利用の便にも供されている。〈表1、表2参照〉

ところで、現在は生涯学習の時代であるといわれるが、急激な社会変動と長寿社会や余暇の増大等を反映して、具体的な学習活動は誠に多種多様であり、その主な担い手は女性と高齢者であるといえる。

表1 利用グループ・サークル一覧

(平成元年9月1日現在)

	団 体 名	時 間 帯	内 容
1	狭山市水彩画同好会	火・午前	水彩画
2	富士見あみものサークル	火・午前	編み物
3	籐工芸同好会	火・午前	籐工芸
4	参恵フォークダンス同好会	火・午後	フォークダンス
5	わかくさ同好会	火・午後	ペン習字
6	華道同好会すずらん	火・午前	華 道
7	書道同好会	火・夜間	書 道
8	相 羊 会	火・夜間	民 謡
9	富士見フォークダンス同好会	水・午前	フォークダンス
10	八千代会	水・午前	民 謡
11	着物愛好会	水・午前	きもの着付
12	富士見コーラス	水・午後	合 唱
13	サン・フラワーフォークダンス同好会	水・午後	フォークダンス
14	隆 佳 会	水・夜間	民 謡
15	土 曜 会	水・夜間	朗 読
16	史 友 会	木・午前	歴史探求
17	四つ葉同好会	木・午前	フラワーデザイン
18	木綿の森	木・午前	パッチワーク
19	アンサンブル水	木・午後	大正琴
20	芙蓉フォークダンス同好会	金・午前	フォークダンス
21	ぬいまり会	金・午前	書 道
22	シェイク・ハンド	金・午後	ラウンド・ダンス
23	富士見古典文学会	金・午後	古典文学
24	入間川東寿会	金・午後	手 芸
25	S. O. C.	金・夜間	英会話
26	狭山市手話サークル	金・夜間	手 話
27	華道愛好会	金・夜間	華 道
28	ピボットF・D・C	土・午前	フォークダンス
29	スペイン語を学ぶ会	土・午後	スペイン語学習
30	手結び着付サークル	日・午前	きもの着付
31	狭山市囲碁同好会	日・午後	囲 碁
32	富士見第一寿会民謡同好会	日・午後	民謡・踊り
33	狭山ゲートボール55会	随 時	ゲートボール

表2 平成元年度富士見集会所主催事業一覧
(文部省委嘱集会所指導事業計画)

分類	事業名	対象	開催(予定)		
			時期	時間帯	延回数
趣味講座	美術講座	一般	9月 ～11月	木曜日 午前	10回
	フラワーデザイン講座	婦人	5月 ～7月	木曜日 午前	12回
	パッチワーク教室	婦人	5月 ～7月	水曜日 午前	11回
教養講座	人権教育シリーズ	一般	6月 ～7月	木曜日 午後	6回
	家庭教育シリーズ	母親	6月 ～7月	土曜日 午前	4回
	英会話教室	一般	9月 ～12月	水曜日 午後	15回
	郷土史講座	一般	9月 ～10月	金曜日 午後	6回
	寿大学	高齢者	5月 ～7月	水曜日 午後	6回
	同和教育研修会	一般	10月	木曜日 午後	1回
学習講座	小中学生教室Ⅰ	小学生 3～4年	5月 ～12月	土曜日 午後	18回
	小中学生教室Ⅱ	小学生 5～6年	5月 ～12月	土曜日 午後	18回
	小中学生教室Ⅲ	中学生	5月 ～10月	土曜日 午後	12回
その他	映画会・親子ハイキング	親子	10月 3月	日曜日	各1回

そうしてその方法原理は学校教育とは大いに異なり、むしろその対極にあるとさえいってよい状態である。即ち、学校教育の特徴を強制性、画一性、主知性においてとらえるとすれば、集会所において実施されている社会教育のそれは、自発性・多様性・実習性に特徴があり、個人の興味・関心にもとづく必要感から実生活に生かせる実践性が重視されている。

4. 生涯学習社会とこれからの教育

周知のように生涯教育について基本的な考え方は、1965年（昭40）パリで開かれたユネスコの第3回成人教育推進国際委員会におけるP・ラングランの基調報告に発するといわれる。生涯教育という考え方を出現せしめた要因としては、急激な社会変動、教育危機、情報化社会の進展、余暇の増大等、さまざまな事項があげられている。

わが国においても中央教育審議会や社会教育審議会の答申等があつて、今や家庭教育、学校教育、社会教育の各分野にわたり、生涯教育の観点からの見直しによる計画化が、図られなければならない段階にきているといえる。

そこで、過去に学校教育に関わり、今は社会教育に携っている者の一人として、生涯教育乃至社会教育の立場から学校教育を振り返ると、いろいろな反省点や感想がある。ここではそれらのいくつかをあげつろい、生涯学習社会とこれからの教育について考えてみることにしてみようと思うのである。

前出の表にも掲げた通り、現在私の所属する社会教育施設は勿論のこと、市内の各公民館等における社会教育、社会学習の場で活動している人々をみると、それは女性と高齢者が大部分であり、青少年及び男性の関わり方は極めて少数である。しかも、70才なり80才になっても尚強い意欲を持って学習に取り組んでいる人々をみると、改めて学習能力や自己教育力形成の大事さを思わずにはいられない。

知識や技術が日進月歩をとげ、情報化の進展の著しい現代社会にあつては、学校教育においていかに知識の注入に努めようとも、その人の生涯にわたって必要にして十分な知識を身につけさせることが不可能なことは、今や誰の目にも明らかだろう。

受験体制下にある学校としては、知識の注入に傾斜せざるを得ない側面もあるのであるが、今、一歩止まって生涯学習という観点から学校教育のあり方に思いを致すと、子ども達に必要な基礎学力をつけるということとあわせ、学習能力や自己教育力、更に言えば、自ら主体的に学ぶ意欲や方法を身につけさせることを忘れてはならないと思う。

そこで、今回改訂告示された新しい『小学校学習指導要領』をみると、その教育課程編成の一般方針の第1に「学校の教育活動を進めるに当たっては、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の指導を徹底し、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。」^⑩と書かれているが、これは誠に当然な記述であると思われる。

ところで先日、狭山市内の公民館長と共に生涯教育に関する先進地視察ということで、新潟県M町の教育委員会へ現地視察に行った。

M教育委員会は数年前より文部省や県の研究委嘱を受け、生涯教育に関する研究実績を持つ地域だということだった。現地に行っているいろいろと見聞を重ねたが、例えば“学社連携”ということ一つをとっても、当初学校側からの抵抗があったという話であった。学校としては、指導要領に示された教育内容の指導に手いっぱい、社会教育にまで手を拡げる余裕はないというのが偽らざる姿のように思われた。

生涯教育の先進地といわれる所でもこのような実情なのである。他は推して知るべしということではなかろうか。

振り返って自分自身のやってきたこと、地域の実態等を省みても、そう大きなことのいえる内実ではないように思う。児童・生徒の進路等目先きのことにとらわれて、視野の狭いことだったと忸々たる感なきを得ないのである。

5. おわりに

汲々と過ぎ来し歳月よ悠々と大空を行く雲仰ぎみる

汲々とした日々を過した教職を去って半歳、過ぎてみると、あっという間の41年間だったように思うが、それは教育一筋に馬車馬のような日々の連続であり、省みて誠に視野の狭いことであったと思わずにはいられない。

これからの学校教育はその内側だけではなく、学校の外の様子——地域や世の中の動き等もよく見ながら、できるだけ多様な気配りと柔軟な心を持って、事に当たった方がよいのではないかと思う。

そうして学校経営に当たっても、学校が地域の中で果たさなければならない役割は何なのかも考えながら、経営に当るようにすれば、学校は自ら家庭や地域に開かれたものとなり、よりまちな方向を辿るようになるのではないかと思う。

そうすることが、新学習指導要領のいう「自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力を養うこと」にもつながっていくのではあるまいか。

尚、厳しい受験体制の中で容易なことではないが、自主性・自発性を身につけさせる教育に努め、その機会と場をできるだけ多くとれるような教育課程の編成や経営に配慮する必要があることは、改めて言うまでもないことである。

第二に私共のように社会教育に携わる側においても、地域住民のニーズに応じ、学校や家庭との連携に努め、社会教育施設としての役割機能を充分果すように一層努力していかなければならない。ただこのことについては、本稿の直接目ざす所ではないので、ここでは特にふれないことにするが、「学校からみる社会教育」という立場に立てば、いろいろな問題があることも確かなことだということができる。

最後に、生涯教育に関わる教育行政の対応について一言述べて、この稿を結ぶことにしたい。一口に“学校連携”といっても、そう容易なものでないことは前にも述べた通りである。

家庭教育・学校教育・社会教育をその視野に収め、それらを総括的に指導できる機関といえ、教育委員会をおいて他にないことは誰の目にも明らかだろう。

生涯学習の時代を迎え、住民の生涯各期にわたって、共に学ぶ心を育てる生涯教育に関わる教育行政当局の指導行政のあり方が、従来にも増して大きな影響を持つといえるわけである。

さしあたり、生涯教育に関する体系づくり——地域教育計画や推進組織の作成と事業の推進は、すぐれて教育行政の担当者たる教育委員会のリーダーシップに俟たなければ、その望ましい展開を期待することは困難であるといえる。

注

① 埼玉県教育委員会

「教育委員会制度30周年記念誌」昭. 54. 3. P.116

② 狭山市

「狭山市立富士見集会所条例」昭. 53. 3. 第1条

③ 文部省

「小学校学習指導要領」平. 元. 3. P.1